

事務連絡
令和8年6月16日

各都道府県担当部局長 殿
各指定都市担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省直轄工事における中東情勢の変化による
建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（参考）

国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところです。

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替品の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を、国土交通省の直轄工事において導入しますのでお知らせいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

令和8年6月16日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室
大臣官房官庁営繕部計画課

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る直轄工事の対応について ～受注者が安心して施工・受注できる環境の整備に向けた取組～

国土交通省は、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材を調達した場合等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を導入し、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備します。

国土交通省では、ナフサを由来とする建設資材について、昨今の中東情勢の変化に伴って生じている供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところです。

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を、直轄工事において導入します。

本運用については、令和8年6月16日以降、既契約工事を含め全ての直轄工事に適用することとし、受発注者間で協議の上、適切に対応することとします。

<問合せ先>

大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室 企画専門官 神宮

TEL : 03-5253-8111 (内線 22353)、03-5253-8221 (直通)

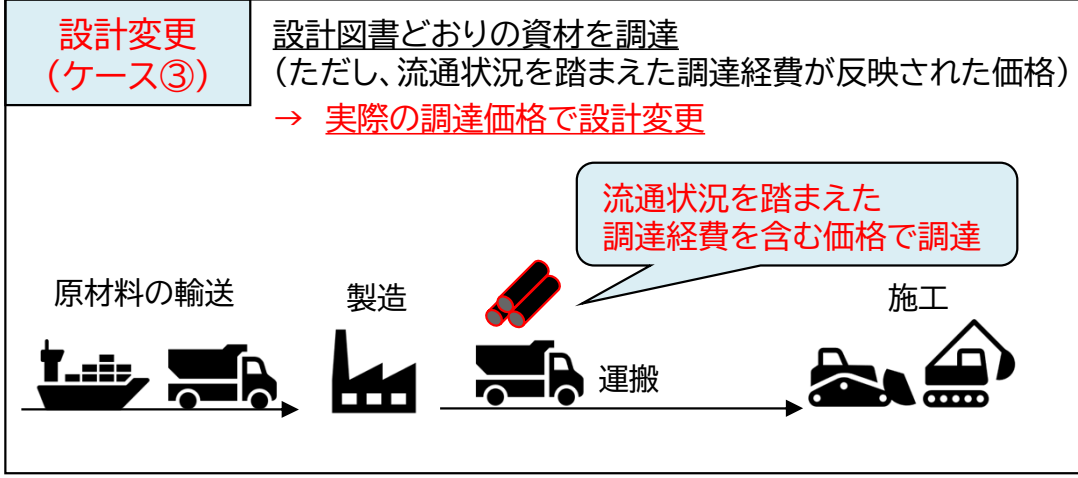
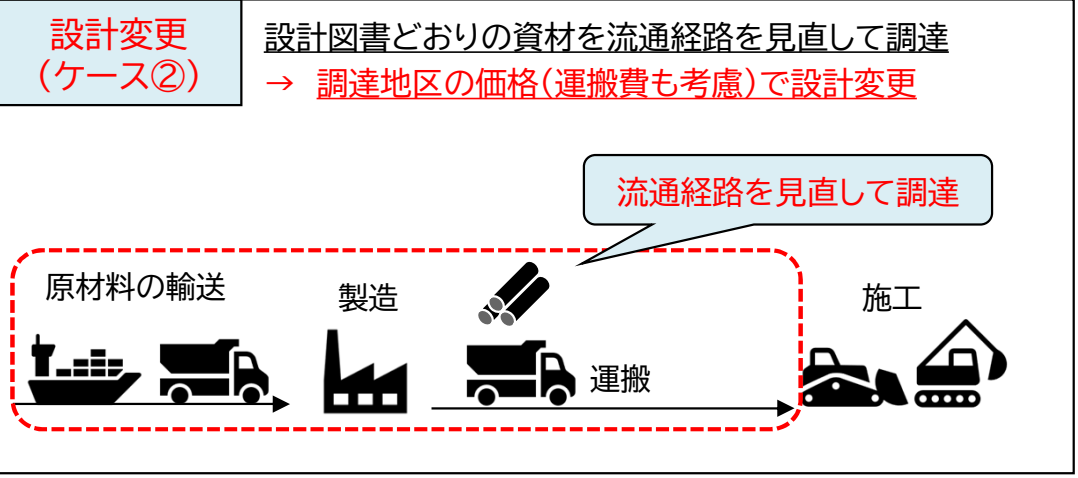
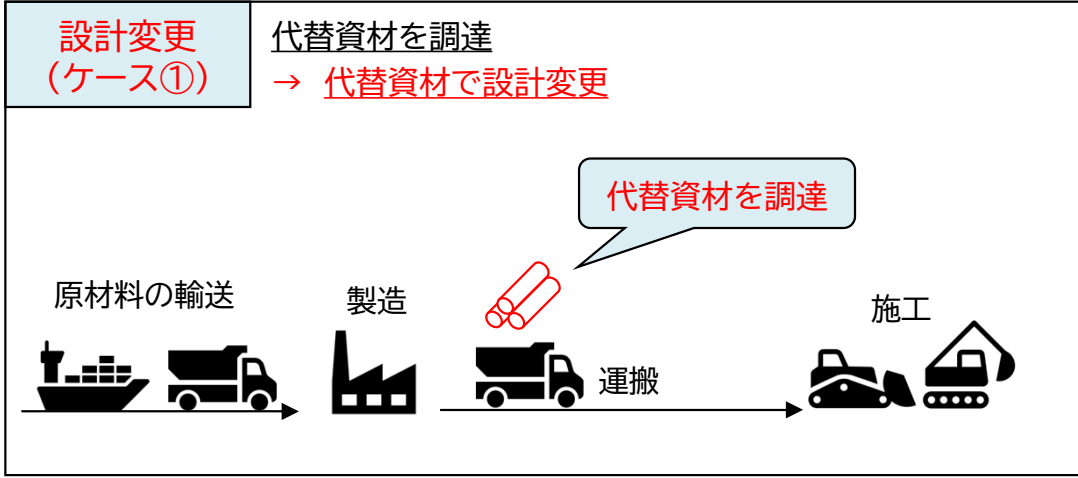
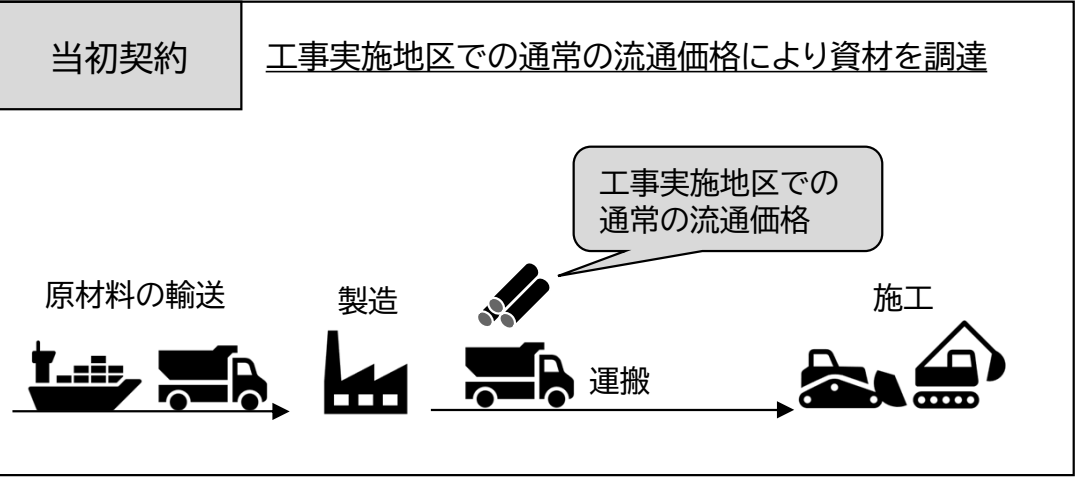
大臣官房 公共事業調査室 課長補佐 佐藤

代表 : 03-5253-8111 (内線 24296)、03-5253-8258 (直通)

大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室 営繕積算高度化対策官 柳

代表 : 03-5253-8111 (内線 23243)、03-5253-8236 (直通)

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。



国官技第 129 号
国官総第 47 号
国営管第 128 号
国営計第 64 号
国港技第 35 号
国空予管第 325 号
国空空技第 110 号
国空交企第 89 号
令和 8 年 6 月 16 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各地方整備局	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部	港湾建設課長 殿
		空港・防災課長 殿
各地方航空局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
各航空交通管制部	次 長	殿
	総務管理官	殿
国土技術政策総合研究所	企 画 部 長	殿
	管理調整部長	殿

国土交通省
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
(公 印 省 略)

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材につい

て、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとしたので通知する。

記

1. 対象工事

国土交通省直轄工事とする。

2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

3. 設計変更の流れ

(1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

(2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

(3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4. 適用

本通知は、令和8年6月16日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年6月15日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

国技建管第1号
令和8年6月16日

各地方整備局
 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局
 事業振興部 技術管理企画官 殿
国土技術政策総合研究所
 企画部 施設課長 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の
運用について

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和8年6月16日付け国官技第129号、国官総第47号、国営管第128号、国営計第64号、国港技第35号、国空予管第325号、国空空技第110号、国空交企第89号）が通知されたところ。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

別紙

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 特記仕様書記載例

(1) 調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

特記仕様書記載例

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
塩化ビニル管	〇〇mm	〇〇m	R〇.〇月	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇.〇月	〇〇地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

(2) 単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

(3) 設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

2. 積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量 \leq 証明数量 \leq 設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量[※]

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（単価合意比率を考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

3. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

国 営 積 第 1 号
国 営 建 技 第 2 号
令 和 8 年 6 月 16 日

大臣官房官庁営繕部 計画課営繕積算企画調整室長 殿
大臣官房官庁営繕部 整備課特別整備室長 殿
各地方整備局営繕部 整備課長 殿
技術・評価課長 殿
関東地方整備局営繕部 営繕技術管理課長 殿
北海道開発局営繕部 営繕品質調整官 殿
技術・評価課長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部
営繕課長 殿
営繕監督保全室長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課 営繕積算企画調整室長
整備課 建築技術調整室長
(公印省略)

**営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた
設計変更について」の運用について**

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更については、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和8年6月16日付け国官技第129号、国営管第128号、国営計第64号ほか。以下「課長通知」という。）により通知されたところである。

営繕工事における具体の運用については、別添のとおり取り扱うこととしたので、適切に対応されたい。

営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について

1. 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、営繕工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 調達検討資材

調達検討資材は、課長通知に定める供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

営繕工事においては、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材料（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、課長通知の主旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

- （１） 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- （２） 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4. 手続き

- （１） 本運用の対象工事である旨を、以下のとおり契約方式に応じた書面に記載（電磁的記録を含む。）する。
 - ① 一般競争入札の場合：入札公告、入札説明書及び現場説明書
 - ② 工事希望型競争入札の場合：送付資料及び現場説明書
 - ③ ②以外の指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- （２） 工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は設計図書に対象となる調達検討資材を別記１の記載例を参考に明示する。既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- （３） 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を監督職員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅

速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- (4) 設計変更の際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督職員に提出する。
- (6) 設計変更にあたっては、設計図書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を別記2の記載例を参考に記載する。なお、代替資材を調達する場合、設計者や入居官署等との協議など、通常的设计変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (10) 受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(別記1) 発注時の設計図書における記載例

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。
2. 調達検討資材は表一〇とする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

資 材 名	仕様・規格
塗料	
防水材	
断熱材	
硬質ポリ塩化 ビニル管	
構造用合板	

(※工事の内容にあわせて、予定価格内訳書の記載の項目をもとに記載すること。)

3. 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。

ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
4. 設計変更の際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
 5. 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
 6. 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。
 7. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（別記2）設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 変更一式

代替資材	資材名
流通状況を踏まえた調達経費が別途必要な資材	資材名

※代替資材を調達した場合は、通常の設計変更と同様に設計図書に特記する。

5. 積算方法

（1）設計変更を行う対象数量

- ・ 予定価格内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

（2）設計変更にかかる材料単価

- ・ 受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・ 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

（3）別途調達経費の算出法

- ・ （2）で算出した材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額に（1）の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費を加算して求める。
- ・ 設計変更前の官積の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・ 材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

6. 適用

本通知は、令和8年6月16日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年6月15日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

様式1

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定価格	中東情勢の影響	添付書類 番号

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて監督職員に提出する。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

様式2

調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類 番号

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

国港技第 37 号
令和 8 年 6 月 16 日

各地方整備局
港湾空港企画官 殿
北海道開発局
港湾建設課 課長補佐 殿
国土技術政策総合研究所
管理調整部 企画調整課長 殿

港湾局技術企画課
港湾建設室長
港湾工事高度化室長
(公印省略)

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の
運用について

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和 8 年 6 月 16 日付け国官技第 129 号、国官総第 47 号、国営管第 128 号、国営計第 64 号、国港技第 35 号、国空予管第 325 号、国空空技第 110 号、国空交企第 89 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

別 紙

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 特記仕様書記載例

(1) 調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

特記仕様書記載例

8-〇 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

資 材 名	規 格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
塩化ビニル管	〇〇mm	〇〇m	R〇.〇月	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇.〇月	〇〇地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

(2) 単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

(3) 設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

2. 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。
ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量*

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入単価とする。
- (4) 別途調達費用は、直接工事費に計上するものとする。（単価合意比率を考慮）
材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。